

令和 2 年度 第 7 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和 2 年 9 月 1 6 日

場所 十和田市役所別館 1 階会議室

令和2年度第7回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館 1階会議室
2. 開 会 日 時 令和2年9月16日(水) 午後2時04分
3. 閉 会 日 時 令和2年9月16日(水) 午後2時34分

4. 出席農業委員(19名)

1番	米田拓実君	2番	中野雄一郎君
3番	芋田一弘君	4番	立崎和寿君
5番	山田利昭君	6番	小笠原秋彦君
7番	稲田優憲君	8番	柿本広一君
9番	奥山博君	10番	小田正喜君
11番	外山康仁君	12番	小笠原和男君
13番	箕輪展忠君	14番	竹浦寿広君
15番	野崎さち子君	16番	北上稔君
17番	力石堅太郎君	18番	山崎誠一君
19番	杉山秀明君		

5. 欠席農業委員(0名)

6. 会議に付した案件

報告第27号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第28号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第29号	農地の転用事実に関する照会について
報告第30号	農地等の現況について(十和田市)
報告第31号	農地等の現況について(岩手県)
報告第32号	農用地利用配分計画の認可について
議案第47号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第48号	十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第49号	十和田市農用地利用集積計画の決定について

- 議案第50号 農地転用事業計画変更承認に係る意見について
議案第51号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第52号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

7. 議事録署名委員

5番 山田利昭君 6番 小笠原秋彦君

8. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	今泉卓也	事務局次長	菅原靖雄
事務局農地係長	小笠原満	事務局振興係長	根岸優一
事務局主査	鳥屋部幸子	事務局主査	中野渡礼央
事務局主査	椋木信人	事務局主査	吉田武範

9. 書 記

事務局主査 椋木信人

議 長（杉山秀明君）出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和2年9月8日に告示招集いたしました、令和2年度第7回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（杉山秀明君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。5番 山田 利昭委員、6番 小笠原 秋彦 委員を指名いたします。

議 長（杉山秀明君）会議書記には、椛木 信人 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（杉山秀明君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に報告第27号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）1ページをお願いいたします。報告第27号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法によるものが、2件、7筆、17,402平方メートルです。今後の意向は、17番はあっせん希望、18番は19ページ42番の3条で売買予定です。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第27号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第28号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）3ページをお願いいたします。報告第28号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。4ページから9ページです。今回は13件、118筆、210,530.96平方メートルで、全て相続による所有権の取得です。あっせんの希望はありません。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、貸借中などです。農地以外の用途になっているものは、57番の現況の一部は雑種地及び山林です。60番、63番の現況の一部は雑種地です。なお、農地以外の用途となっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思えます。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第28号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第29号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）10ページをお願いいたします。報告第29号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。11ページです。今回の照会は、4件、7筆、8,416平方メートルで、9月8日に現地調査を実施し、9月10日に法務局へ回答しました。26番は、十和田済誠会病院の西隣りです。①、②は同一箇所、昭和47年に建築の住宅があったが、令和元年11月に滅失。確認時は更地であったが、40年以上宅地状態にあることから非農地と判断。27番の①は、特別養護老人ホーム一葉園から北に約500メートル先です。②は、特別養護老人ホーム一葉園から北西に約1,500メートル先です。どちらも、樹高15メートル以上の杉が植林されており、20年以上山林の状態にあることから非農地と判断。28番は、一般社団法人上十三広域農業振興会から北東に約400メートル先です。長期間耕作されておらず、笹藪及び雑木等が生えており、農地への復元は困難であることから非農地と判断。29番は、大山皮膚科から南に50メートル先です。公衆用道路となっており、農地への復元は困難であることから非農地と判断。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (杉山秀明君) なしと認めます。よって報告第29号を報告済みといたします。

議長 (杉山秀明君) 次に報告第30号について事務局から報告をいたします。

事務局長 (今泉卓也君) 12ページをお願いいたします。報告第30号、農地等の現況について (十和田市)。十和田市長から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。13ページです。今回の照会は、2件、4筆、12, 471平方メートルで、9月8日に現地調査を実施し、9月10日に十和田市へ回答しました。9番の①から③は、三本木畜産農業協同組合から東へ約500メートル先です。3筆とも雑草が繁茂し、農作物の栽培は行われていないが、十分農地性はあることから農地と判断。10番は、高清水小学校から北東へ約200メートル先です。水稻が植えられており、適切に管理されていることから農地と判断。以上です。

議長 (杉山秀明君) 報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (杉山秀明君) なしと認めます。よって報告第30号を報告済みといたします。

議長 (杉山秀明君) 次に報告第31号について事務局から報告をいたします。

事務局長 (今泉卓也君) 14ページをお願いいたします。報告第31号、農地等の現況について (岩手県)。岩手県知事から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。15ページです。今回の照会は、1件、5筆、7, 605.46平方メートルで、9月8日に現地調査を実施し、9月10日に岩手県へ回答しました。1番の①から⑤は、立石発電所から南東へ約1, 000メートル先です。岩手県から求められていることは、農地法第3条による許可の要否です。①、②は建物が建っており、登記及び現況共に宅地であることから不要と判断。③は現況が公衆用道路となっていることから不要と判断。④は現況が山林となっていることから不要と判断。⑤は長期間耕作されていないが、十分農地性はあることから要と判断。以上です。

議長 (杉山秀明君) 報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第31号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第32号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）16ページをお願いいたします。報告第32号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。認可日は、令和2年8月21日です。17ページです。賃借権の合計は、3件、5筆、15,616平方メートルで、全て新規です。期間は全て8年です。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第32号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班の調査員は、箕輪班長、米田委員、中野委員の3名です。9月8日に現地調査及び市役所別館4階会議室での聴取調査を行っております。

議長（杉山秀明君）次に議案第47号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）18ページをお願いいたします。議案第47号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、19ページから22ページになります。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。13番 箕輪 展忠 委員、お願いいたします。

報告委員（箕輪展忠君）第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は合計12件で、このうち所有権移転が11件、賃借権設定が1件です。所有権移転は、19ページ申請番号37番から20ページ44番までが相手方要望による売買です。20ページ申請番号45番から21ページ47番は、贈与です。22ページ申請番号29番は、労力不足により賃貸借を行います。次に、19ページ申請番号42番は新規就農として、水稻、大豆を作付する計画となっており、営農計画書をもとに聴取調査の結果、問題はありませんでした。なお、これらの申請の許

可要件についてですが、農地法第3条第2項各号に照らして判断したところ、お手元の農地法第3条調査書のとおり、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上、現地確認と写真での確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請書は適当と認められます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）箕輪委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

委員（竹浦寿広君）はい。

議長（杉山秀明君）14番竹浦委員。

委員（竹浦寿広君）14番竹浦です。42番の新規就農者、_____さんですか。この高清水の_____さんと二十二番町の_____というのか分からないけども、この関係は、縁故関係とかはないですか。それから年齢は何歳ですか。

議長（杉山秀明君）係長。

農地係長（小笠原満君）はい。こちらの42番の_____さんと_____さんと言いますが関係は他人です。特にいとか関係とかそういうものはございません。年齢の方は_____さんは__歳、_____さんは__歳となっております。

委員（竹浦寿広君）_____さんは今まではどういう職業でしたか。

農地係長（小笠原満君）_____です。

委員（竹浦寿広君）はい、わかりました。

議長（杉山秀明君）そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第47号は許可することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に議案第48号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）23ページをお願いいたします。議案第48号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は、24ページになります。以上です。

議長（杉山秀明君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。1番 米田拓実 委員、お願いします。

報告委員（米田拓実君）それでは、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について、農用地の利用関係の調整の結果を報告いたします。9月8日午後、箕輪委員、中野委員と私の3名で、別館4階第1会議室にて、農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。今回のあっせん件数は、所有権移転による売買の3件です。売買理由は、すべて労力不足によるもので、所有権の移転を受ける者は、認定農業者です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者が経営する農地の近くにあり、農地の集約が図られるものと考えられます。以上、今回のあっせんについては、お手元の農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、十和田市農用地利用集積計画の作成を要請する各要件に該当すると判断されます。したがって、利用調整委員としては、今回のあっせんについて適当と認めましたので、農用地利用調整会議の調整結果を会長あてに報告しています。以上です。

議長（杉山秀明君）米田委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第48号は要請することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に議案第49号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）25ページをお願いいたします。議案第49号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。26ページです。賃借権の合計は、2件、2筆、3,498平方メートルです。2件とも新規で、期間は10年、30番が協力金の対象となります。27ページから28ページです。使用貸借の合計は、3件、5筆、13,347平方メートルです。全て新規で、期間は12番、14番が5年、13番が10年です。協力金の対象者はありません。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第49号は承認することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に議案第50号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）29ページをお願いいたします。議案第50号、農地転用事業計画変更承認に係る意見について。農地法第5条第1項の規定により、許可した農地転用事業について、別紙のとおり農地転用事業計画変更承認申請があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。30ページです。昭和48年に普通住宅建築で転用許可済みでしたが事業が困難となったため、その土地に別の承継者が、普通住宅建築として事業計画の変更をするものです。この案件は、5条申請もされております。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第50号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に議案第51号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）31ページをお願いいたします。議案第51号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、32ページになります。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。2番 中野 雄一郎 委員、お願いします。

報告委員（中野雄一郎君）それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。今回の第5条の農地転用申請は、4件です。申請番号24番の転用事由は、貸家の建築です。譲受人は、農地を売買で取得し、貸家を5棟建築する計画です。場所は、十和田警察署の南側隣接地です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号25番の転用事由は、普通住宅の建築です。譲受人は、実家住まいで手狭となってきたため、住宅を建築するものです。場所は、ゆーゆーランドから北へ約100メートルです。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号26番の転用事由は、貸し資材置場の整備です。譲受人は、農地を売買で取得し、貸し資材置場を整備する計画です。場所は、東中学校から東へ約150メートルです。農地区分は、農用地区域外にあり、いずれの要件にも当たらないため、その他の2種農地に該当します。申請番号27番の転用事由は、カントリーエレベーター及び米貯蔵倉庫の建築です。譲受人は、農地を売買で取得し、カントリーエレベーター及び米貯蔵倉庫を建築する計画です。場所は、イオンスーパーセンター十和田から西へ約900メートルです。農地区分は、農用地区域内農地に該当しますが、農産物集出荷施設であることから、不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請は許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）中野委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第51号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に議案第52号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）33ページをお願いいたします。議案第52号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、十和田市長から別紙のとおり照会があったので意見を求める件です。35ページです。今回の合計は、4件、10筆、15,077.74平方メートルで変更区分は全て除外です。1番は、令和元年度第11回総会、議案第74号で遊休農地を非農地判定することが承認された農地です。2番は、指久保集落内で北と西は道路を挟んで農地、南と東は農地に隣接している。申請者は市街地から、申請地近くの牛舎へ通っており、また実家も近くなので、申請地へ普通住宅建築のために転用申請する予定です。申請地は第1種農地ですが、不許可の例外で許可見込みです。3番は、バイオガスエネルギーとわだの東側で、北と東は農地、南は太陽光パネル、西はバイオガスエネルギーとわだの敷地に隣接している。申請者は保管庫等を建設するため転用申請する予定で、土地利用計画も妥当です。申請地は第1種農地ですが、不許可の例外で許可見込みです。4番は、日本の窓の南側で、南と東は農地、西は太陽光パネル、北は道路を挟み日本の窓の敷地に隣接している。申請者は倉庫や資材置場を建設するため転用申請する予定です。申請地は第1種農地ですが、農業従事者の雇用協定書が添付されており、不許可の例外で許可見込みです。以上の理由で、計画変更は、妥当なもの判断いたしました。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第52号は承認することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これもちまして、令和2年度第7回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時34分 —————